

在宅生活安心システム（緊急通報装置）について

在宅生活安心システム（緊急通報装置）は、一人暮らしの高齢者等が急病等の理由で救助を必要とする場合に、通報装置のボタンを押すことで下田消防署に音声連絡でき、速やかな救援を目指す事業です。

申込に当たっては、下記事項及び別紙（注意事項）を御確認の上お申し込みください。

1 対象者の資格要件

下田市に住民登録があり、現に居住されている方で、おおむね 65 歳以上の方及び重度身体障害のある方で次に該当する方を対象としています。

- (1) 一人暮らしの方
- (2) 高齢者だけで生活されている方
- (3) 同居する家族の就労等によって一時的に (1) (2) の状態となる方

上記以外に、自宅に固定電話が設置されていること、救急車の出動を必要としない程度の通報や搬送後に対し、消防署に代わって支援できる協力員を確保できることが必要になります。

2 設置費用等

装置は市が無償貸与し、一般的な設置費用であれば市が負担します。

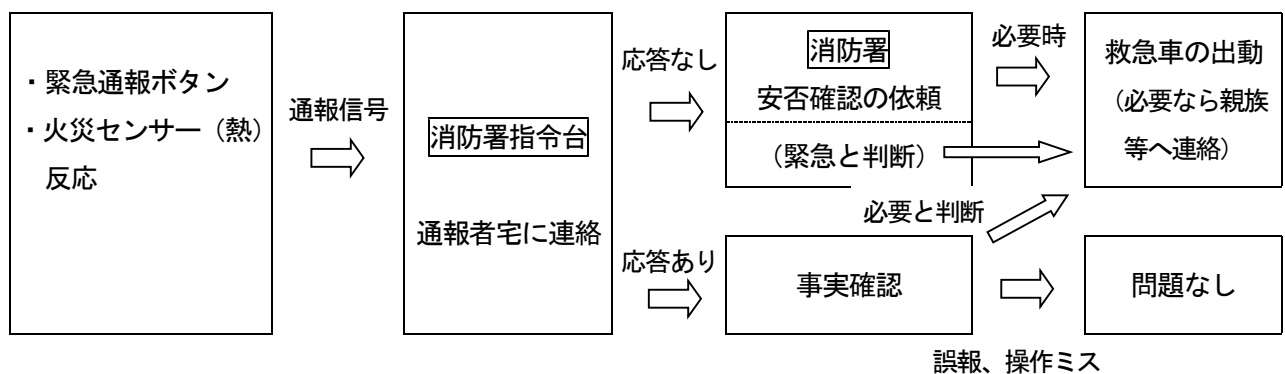
ただし、住宅の状況によっては追加工事が必要になる場合があります、その際の費用は原則として申込者の負担となります。

設置後の装置利用に伴う通話料や電気料は、申込者の負担となります。

3 その他

施設入所などにより不要となった場合は、装置を取り外して返却していただく必要があります。

緊急時の通報フローチャート



【協力員について】

緊急通報があり、消防署による救急搬送後、必要がある場合協力員に連絡が入ります。

まず申請時に登録された指定協力員（第1→第2の順）に入り、留守等の場合に最終協力員である民生委員へ連絡が入ります。

協力要請がありましたら、対応可能な範囲で御協力をお願いいたします。

<申請に当たっての注意事項>

①設置環境について

電話回線を利用したシステムであるため、固定電話の設置が必要です。

ただし、光回線については、こちらで確認します。設置できない場合があります。

設置する際は、事前に工事業者が状況を確認させていただきます。

携帯電話をお持ちの方は、消防署の電話番号を登録しておくことをお勧めします。

②協力員の確保について

消防署による救急搬送後、対応していただける協力員を確保していただく必要があります。

緊急時の対応となるため、なるべく近所にお住まいの方をお願いしてください。

依頼する際にはシステムの概要を説明し、同意を得てください。

③設置について

予算に限りがあるため、申請から設置までかなりの時間を要する場合があります。御理解をお願いします。

④設置後の機器の管理について

装置は市からの貸与品となります。

定期点検は市の費用負担で行いますが、ペンダント装置を紛失された場合などは実費弁償していただきます。

また、装置は通信環境の確認のため、定期的に消防署と信号のやり取りを行っています。

長期不在となる場合（入院や施設入所等）や転居などで不要となる場合は、必ず市役所（福祉事務所22-2216）まで連絡をお願いします。

※民間事業者（警備会社など）も同じようなサービスを提供しています。

利用料は発生しますが、充実した内容となっていますので、市が提供するシステムとの比較検討をお勧めします。